

マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの開始について

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内のぴったりサービスを利用して、子育てに関する行政手続きの一部が自宅のパソコン等からできる「子育てワンストップサービス」を下記のとおり開始します。これまでは申請書様式のダウンロードのみでしたが、今後は電子申請手続きが行えるようになります。

記

1 マイナポータルの機能

(1) 情報提供等記録表示

情報提供ネットワークシステムを通じた情報のやりとりを確認することが可能。

(2) 自己情報表示

行政機関等が所持している自己の特定個人情報を確認することが可能。

(3) お知らせ

行政機関等からのお知らせを受信することが可能。

(4) ぴったりサービス（今回：子育てワンストップサービスで利用）

様々な行政サービスの検索やオンライン申請（電子申請）を行うことが可能。

2 対象手続き

(1) 児童手当関連〔子ども政策課〕

・児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当に係る寄附の申出 ・氏名変更／住所変更等の届出 ・児童手当に係る寄附変更等の申出 ・未支払の児童手当の請求 ・児童手当の額の改定の請求及び届出 ・児童手当の現況届

(2) 母子健康手帳関連〔各健康福祉センター〕

・妊娠の届出

(3) 保育施設等利用関連〔保育サービス課〕

・支給認定の申請と保育施設等の利用申込み

3 サービスの開始時期（予定）

- ・児童手当関連、母子健康手帳関連 ⇒ 平成30年6月1日
- ・保育施設等利用関連 ⇒ 平成30年11月上旬

4 利用にあたって必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・パソコンまたはスマートフォン

※スマートフォンについては、Android 端末の一部機種のみが対応しており、iPhone 端末は対応していない。（平成30年4月現在）

- ・ICカードリーダー（パソコン用）

5 利用方法について（パソコン使用例）

STEP 1：インターネットに接続されているパソコンからマイナポータルにアクセスする。

STEP 2：マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし、4桁の暗証番号を入力し、ログインする。

STEP 3：トップページから「あなたにぴったりのサービスがわかる」を選択し、画面の指示に沿って申請を行う。

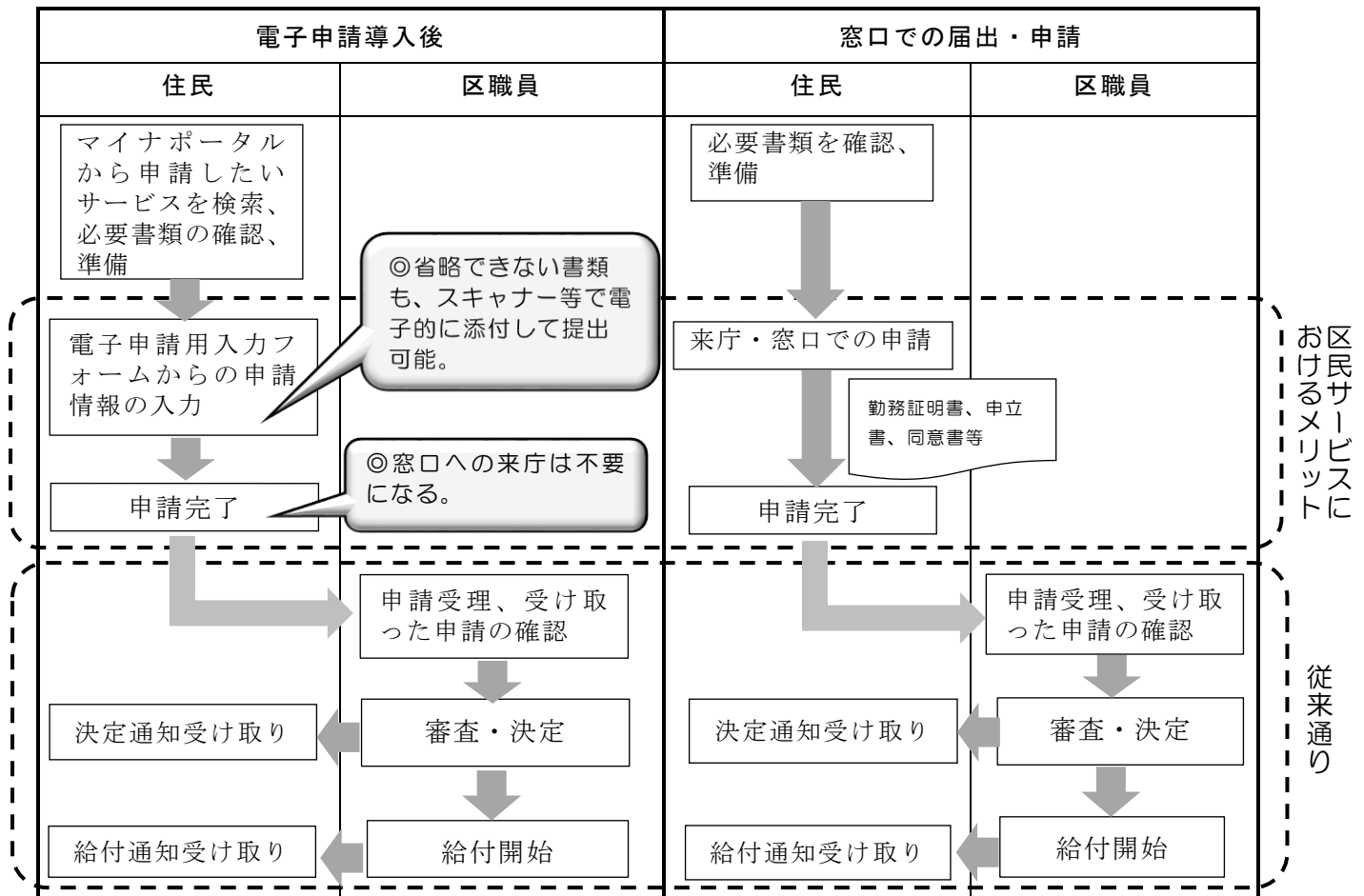
6 区民周知

区ホームページ及び広報いたばしで本件の周知を行います。また、子ども政策課にて送付する児童手当の「現況届の案内」等のお知らせにも掲載し、PRを行います。

7 今後の展開

現在は、ワンストップサービスの対象手続きが「子育て分野」に限られていますが、国は対象分野の拡大を検討しており、将来的には、「引越時の手続」などもぴったりサービスで申請が行えるようになる見込みです。

例) 子育てワンストップサービスによる電子申請導入後の基本的な届出・申請の流れ



※平成29年11月に開始されたマイナンバー制度における情報連携により、一部の手続きでは住民票、課税証明書等の必要な添付書類について、既に添付が省略化されています。